

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号		3		担当課		県民生活課	
法令名	特定非営利活動促進法	根拠条項	66条1項	不利益処 分の種類	その他の事業の停止命令				
特定非営利活動促進法 (その他の事業の停止) 第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。 2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。									